

第五十五回国会 建設委員會議録 第四号

昭和四十二年四月十九日（水曜日）

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君

理事 砂原 格君

理事 廣瀬 正雄君

理事 岡本 隆一君

池田 清志君

吉川 久衛君

森山 欽司君

渡辺 栄一君

井上 普方君

工藤 良平君

渡辺 熾蔵君

小川新一郎君

出席政府委員

建設大臣 西村 英一君

首都圏整備委員 鮎川 幸雄君

会事務局長 鮎谷 直蔵君

建設政務次官 鶴海良一君

建設大臣官房長 志村 清一君

建設省計画局長 竹内 藤男君

建設省都市局長 古賀雷四郎君

建設省河川局長 藁輪健二郎君

建設省道路局長 三橋 信一君

建設省住宅局長 熊本 政晴君

委員外の出席者

専門員 熊本 政晴君

三月三十日

能登半島横断北陸運河建設に関する請願（小川半次君紹介）（第二二三号）

特別不動産鑑定士及び同鑑定士補試験の特例に関する請願（荒木萬壽夫君紹介）（第二二四号）

第一類第十二号 建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

鹿兒島、水俣間地方道の国道編入に関する請願（池田清志君紹介）（第二四二号）

駐車場整備事業促進に関する請願（中村梅吉君紹介）（第二四三号）

都市計画街路補助第一三三三号線国電阿佐ヶ谷駅より補助第七四号線間等の拡幅に関する請願（岡崎英城君紹介）（第三〇三号）

公営住宅の収入超過限度額引上げ等に関する請願（野田卯一君紹介）（第三三五号）

都市計画道路建設に伴う用地買収及び補償に関する請願（四宮久吉君紹介）（第三六一号）

建設機械貸与公社の公共用務就業に関する請願（金丸信君紹介）（第三九九号）

建設機械取得の助成等に関する請願（金丸信君紹介）（第四〇〇号）

建設機械貸与制度の振興強化に関する請願（金丸信君紹介）（第四〇一号）

建設機械貸与業法制定に関する請願（金丸信君紹介）（第四〇二号）

四月七日

特別不動産鑑定士及び同鑑定士補試験の特例に関する請願（野田武夫君紹介）（第四三六号）

同（大久保武雄君紹介）（第五四九号）

京葉国道改築工事に伴う用地買収に関する請願（飯岡兵輔君紹介）（第四九七号）

同（島村一郎君紹介）（第四九八号）

同月十四日

特別不動産鑑定士及び同鑑定士補試験の特例に関する請願（多賀谷眞登君紹介）（第七九三号）

同（松野輝三君紹介）（第八二八号）

同（天野光晴君紹介）（第八二九号）

同（松前重義君紹介）（第八六二号）

藤沢市日本住宅公団辻堂団地に生鮮食品販売店新設に関する請願（平林剛君外二名紹介）（第八六三号）

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）

住宅融資保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三八号）

建設行政の基本施策に関する件

森下委員長 これより會議を開きます。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案、住宅融資保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。西村建設大臣。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分之一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和四十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十二年以後の年度に繰り越したのものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

理由

道路を緊急に整備して経済基盤の強化に寄与するため、新たに昭和四十二年を初年度とする道路整備五箇年計画を定める等道路の整備に必要措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅融資保険法の一部を改正する法律案

住宅融資保険法の一部を改正する法律

住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

建設委員會議録第四号 昭和四十二年四月十九日

の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「無尽会社」の下に、「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を、「信用金庫の下に」、「信用金庫連合会」を加え、「及び信用協同組合を」、「信用協同組合、農業協同組合(昭和二十二年法律第三十二号)第十一条第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一号第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合並びに同法第八十七条第一号第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会に改める。第五条及び第八条中「八十」を「九十」に改める。第九条第一項中「三月」を「二月」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。(経過規定)

2 この法律の施行前に始まつた保険期間に係る保険料の額及び当該保険料期間中に発生した保険事故に係る保険金の額については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に保険事故が発生した場合における住宅融資保険法第九条第一項の期間については、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、その期間の末日が昭和四十二年七月三十一日後であるときは、同日の経過と同時にその期間が満了するものとする。

理由

住宅融資保険法による住宅融資保険の運用の実績等にかんがみ、その対象範囲を拡張するとともに、同保険の利用を促進するため保険金の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○西村国務大臣 たいだいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。政府におきましては、現行の道路整備緊急措置法に基づきまして昭和三十九年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定し、これにより道路整備事業を推進し、今日まで相当の成果をあげてまいりましたことは御承知のとおりであります。しかしながら、交通需要は現行計画策定当時の予想をはるかに上回って増大してきており、その増大する需要に対処し、あわせて国土の総合的な開発と効率的な利用をはかるためには、道路投資の画期的拡大をはかり、道路整備事業をさらに推進することが必要となつてまいりました。

このような観点から政府といたしましては、現行の道路整備五カ年計画を改定して、昭和四十二年を初年度とする道路整備五カ年計画を樹立することとするため、ここに道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。次に、この法律案の要旨を申し上げます。第一に、現在実施中の道路整備五カ年計画を改定して、新たに昭和四十二年を初年度とする道路整備五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する計画につきまして、道路整備五カ年計画の改定に伴い、昭和四十二年以降の毎五カ年を各一期とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画を策定することといたしました。

第三に、奥地等産業開発道路整備臨時措置法につきまして、その有効期限を昭和四十七年三月三十一日まで延長することといたしました。その他これに関連いたしました道路整備特別会計法の関係規定の整備を行なっております。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、たいだいま議題となりました住宅融資保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。住宅融資保険制度は、住宅の建設及びこれに必要な土地の取得造成等に必要資金の融通が民間の金融機関から円滑に行なわれるようその貸し付けについて住宅金融公庫が保険することを目的とするものであります。この制度の活用により民間における住宅建設の促進をはかつてまいつたのであります。

住宅建設五カ年計画で予定しております民間自力による住宅の建設をはかりましたためには、この制度を一層強化拡充する必要があります。この法律案においては、住宅融資保険制度を利用できる金融機関の範囲を拡張し、資金量の増大と利用層の拡大をはかりましたとともに、保険事故が発生した場合の保険金のてん補率等の引き上げ及び保険金の支払いを請求できない期間の短縮とについて所要の改正を行ない、関係金融機関がこの制度をより一層利用できるようにし、もつて住宅の建設の促進をはかるものとしてあります。

次に、その要旨を申し上げます。第一は、住宅融資保険制度を利用できる金融機関が現在、銀行、保険会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合に限られておりますが、住宅融資の実績を勘案し、新たに農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫連合会並びに信用事業を行なう農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会を加えることとするものであります。

第二は、保険料算定の基礎となる保険金額の保険価額に対する割合及び保険事故が発生した場合のてん補率をそれぞれ現行百分の八十から百分の九十に引き上げることとするものであります。第三は、保険事故発生後三ヶ月間は金融機関が保険金の支払いを請求することができないこととなつておりましたものを一ヶ月短縮し、二ヶ月を経過すればその請求をすることができるとする

るものであります。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○森下委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。質疑は後日に譲ります。

○森下委員長 建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。井上晋夫君。

○井上(普)委員 大臣を初めといたしまして、しばらく質問をいたしたいと存じておるものであります。まず本土・四国連絡橋につきまして、現在いかなる進捗状況にあるかをお伺いしたいのでござります。と申しますのは、昭和三十八年以来、ルート決定は、三十八年の八月であるとか、あるいは十二月であるとか、また、昭和四十年の十二月に決定すると申し、かつまた、昨年度におきましては、八月までに決定するといひ、また、昨年の十二月までに決定する、あるいはまた、ことはまた延びておるようござります。いつもルート決定するときは何か政治的な理由がありまして延ばされておるようござりますが、この点いかがなものでございませうか、現在の進捗状況をお伺いしたいと思ひます。

○西村国務大臣 井上さんもよく知っておられますように、政治的な理由というものはあまりないんですが、事柄が非常に重要な問題でござりますので、建設省といたしまして、やはりいままでルートにつきまして、相当いろいろ調査をしておつたことは御承知のとおりでござります。したがって、昨年の四十一年も相当な調査費をかけてやっておりますが、まだことしもやはり相当に補完的な調査をしなければならぬと思つております。つまり、やはり技術的な問題につきまして

も、いまは土木学会でまだこれを委託をいたしまして、その最終的な決定を見ておられないわけでございます。これはまた、技術的な問題がわかりましても、そのみから全部をきめるというわけにはいきませんで、やはり経済的な問題もありますし、また社会的に非常に大きい影響を及ぼす問題でございますから、とにかく慎重に検討を続けなければならぬ。いままでも相当に大きい大企業というものはやはり相当に長期にわたるわけでございます。慎重にやっておりますので、いまここでいつまでにかうして、いつまでにかうするといふスケジューリングは、いまのところ確たるスケジュールを持っておりませんが、御希望のようになりますべく早くひとつこれを決定したいという気持ちだけは十分持つておる次第でございます。

○井上(普)委員 大臣から御説明がございましたけれども、昭和三十七年の参議院選挙当時池田前総理大臣は鳴門にいられて、明石・鳴門ルートに優先にやるのだということをはっきり明言せられておるのでございます。また三十八年の衆議院選挙の直前におきまして、河野一郎さんは建設大臣でございましたが、この方も徳島の公会堂で、私から直接聞いたのでございますが、胸をたいたいて、自民党内閣であれば必ず明石・鳴門ルートを優先する、こういうふうな発言をなされておるわけでございます。大臣は技術屋出身とか承りますけれども、むしろ政治的なものが非常に優先しておるこの問題でございます。しかも佐藤総理大臣は四十年の六月に、明石・鳴門というのは歴史がある、これをまず最優先的に考えるべきである、こういう発言をされておるのでございます。これまた参議院選挙の途中でございます。こういうふうな常に言われておりました、私も四国に住む者として、実際迷わざるを得ない。一体、政治的に配慮しないとおっしゃいますけれども、現在まで政治的に配慮してこられたのではないか。あるいはまた、その他の人々、住民に対して、こういうふうな政治的と考えさせられるような状況をつくってきたのではないか、このように思いますので、自民党の大臣といたしまして、先般の委員会におきまして小川委員の質問に対して、大臣は昔からの大臣の所管事項の重要な問題についてはずっと連絡を続けてそれを継承していくのだ、こういうお話でございます。その点について、また瀬戸山さんもこう言っております。そうしてまた佐藤さんもそうおっしゃっております。これららの問題について大臣はいかにお考えになるか、ひとつ伺いたいと思っております。

○西村国務大臣 私が歴代大臣のあれを継承していくといふことは、大体的方針としてものをいやる考え方としては継承していくと言ったので、事柄それ自身につきまして、個々のことについてはどの大臣がどう言ったから私がそれをすぐ守らなければならないというふうなことは、私も言いたくもりはないのでございますが、いざにいたしましても、政治的に申しましたが、これは御承知のよう技術的にも非常にむずかしい問題がありますし、またどのルートを通るかというところで経済的な問題も非常にあるわけですから、またその社会的な影響も非常に大きいというふうなことで、とにかく前の総理がどう言ったからというふうなことは、それは言ったか言わなかったかは存じませんが、私も、最善な方法でやはりきめなければならぬ、私としてはそう考えておるわけでありまして、そのためにはせつかくいま調査研究をされておられます結果も持たなければなりませんし、またさらにその結果も出ますれば、その上にさらに調査をする段階のこともあろうかと思われるのです。これは非常に大きい問題でございます。さように私は考えておる次第でございます。独自の方法と言つてはいけません、やはり私は私としての立場でひとつ考えたい、かように思っております。

○西村国務大臣 実は正直なところ総理と話したことはないのです。話すというからは、私としてはこうこうこういう理由でもっていいならいいといふことをきめてやらなければならぬ。ただ単に私がこがよさそうだといいことで茶飲み話にも話したことはないのです。ほんとうの調査研究をして私が自信を持たなければ話せぬ。もちろんこれは決定する段階になりますれば私だけでは決定はできません。それはもちろん総理の了承を得なければならぬというふうなことは当然でございます。けれども、いままでのところ現に話したことはないのです。こちらに話す確信がまだついておらないのです。おらないのを、これはこうです、ああですよなんて先入観を総理にもあまり与えたくないから、総理は総理の独自の考え方で、どういふ方をしたのか私は知りませんけれども、それは私自身としては自分でやはり自信を持たなければならぬ、こういうふうな考え方をしております。

○井上(普)委員 大臣は、いままでのあれでは技術的に見まして自信が持てない状況である。こういふときに大臣あるいはまた総理がこれらに対して発言をし、明確なる発言を住民に対してするといふことにつきましては、私は大きな問題があると思う。あるいは選挙のたびごとにこういうことをおっしゃられることは利益誘導にもなりかねぬおそれがある。大臣がいまおっしゃられるのがほんとうの現状でございますか。これは佐藤総理及びなくなられましたけれども、大臣からそういう話があるわけですか。なくなつた方はやむを得ぬと思えますけれども、現在の総理がそういうふうな話をなされて、しかもあなた御自身、佐藤内閣の閣僚でございまして、佐々木内閣の建設大臣でもなければ何でもございませぬ。ここいらあたりは茶飲み話というふうな話ではないか、真に大臣が言ったかどうか。総理が言つておるか、そういうところの話を、これだけ重要な問題でございますので、ひとつかつかりとやっていたら、後ほどまた御答弁いただきたい、このように思ふ次第であります。

○西村国務大臣 私が歴代大臣のあれを継承していくといふことは、大体的方針としてものをいやる考え方としては継承していくと言ったので、事柄それ自身につきまして、個々のことについてはどの大臣がどう言ったから私がそれをすぐ守らなければならないというふうなことは、私も言いたくもりはないのでございますが、いざにいたしましても、政治的に申しましたが、これは御承知のよう技術的にも非常にむずかしい問題がありますし、またどのルートを通るかというところで経済的な問題も非常にあるわけですから、またその社会的な影響も非常に大きいというふうなことで、とにかく前の総理がどう言ったからというふうなことは、それは言ったか言わなかったかは存じませんが、私も、最善な方法でやはりきめなければならぬ、私としてはそう考えておるわけでありまして、そのためにはせつかくいま調査研究をされておられます結果も持たなければなりませんし、またさらにその結果も出ますれば、その上にさらに調査をする段階のこともあろうかと思われるのです。これは非常に大きい問題でございます。さように私は考えておる次第でございます。独自の方法と言つてはいけません、やはり私は私としての立場でひとつ考えたい、かように思っております。

○西村国務大臣 実は正直なところ総理と話したことはないのです。話すというからは、私としてはこうこうこういう理由でもっていいならいいといふことをきめてやらなければならぬ。ただ単に私がこがよさそうだといいことで茶飲み話にも話したことはないのです。ほんとうの調査研究をして私が自信を持たなければ話せぬ。もちろんこれは決定する段階になりますれば私だけでは決定はできません。それはもちろん総理の了承を得なければならぬというふうなことは当然でございます。けれども、いままでのところ現に話したことはないのです。こちらに話す確信がまだついておらないのです。おらないのを、これはこうです、ああですよなんて先入観を総理にもあまり与えたくないから、総理は総理の独自の考え方で、どういふ方をしたのか私は知りませんけれども、それは私自身としては自分でやはり自信を持たなければならぬ、こういうふうな考え方をしております。

○養輪政府委員 たいだいまのお話は、道路整備として四十二年度で行ないます市町村に関する事業のうち、これは街路事業は別でございますが、道路事業としてやりますものうち、市町村道に対する補助金の分が事業費として百二十五億内外だと思つておられます。これをどういふ形で出すかは、果かいろいろの申請をとりまして、その中で一つ一つを選びまして、補助という形で、政費であれば大体三分の二を国が補助し、三分の一を地元が出し、また特殊改良であれば二分の一を国が出し、二分の一を地元が出すということになっております。

○井上(普)委員 大臣は佐藤総理の腹心とかいふことを私承つておるのでございますが、佐藤さんも四十年の六月には言われておるのでございます。それなのに大臣が、総理がどう言つたか知らぬといふようなお話では、ちょっと私は話がおかしいと思う。また各建設大臣がそういうふうに公表も聞いておることです。それにつきまして、私自身も聞いておることです。それにつきまして、私は白紙でございますというふうな態度では、私はおかしいと思つておる。これは佐藤さんと一応御連絡いたしまして、ひとつ御答弁いただきたいと思つておる。後ほどでもよろしゅうございまして、この点お願ひいたします。

○井上(普)委員 大臣は、いままでのあれでは技術的に見まして自信が持てない状況である。こういふときに大臣あるいはまた総理がこれらに対して発言をし、明確なる発言を住民に対してするといふことにつきましては、私は大きな問題があると思う。あるいは選挙のたびごとにこういうことをおっしゃられることは利益誘導にもなりかねぬおそれがある。大臣がいまおっしゃられるのがほんとうの現状でございますか。これは佐藤総理及びなくなられましたけれども、大臣からそういう話があるわけですか。なくなつた方はやむを得ぬと思えますけれども、現在の総理がそういうふうな話をなされて、しかもあなた御自身、佐藤内閣の閣僚でございまして、佐々木内閣の建設大臣でもなければ何でもございませぬ。ここいらあたりは茶飲み話というふうな話ではないか、真に大臣が言ったかどうか。総理が言つておるか、そういうところの話を、これだけ重要な問題でございますので、ひとつかつかりとやっていたら、後ほどまた御答弁いただきたい、このように思ふ次第であります。

○井上(普)委員 私、市町村道の補助金が今年初めて予算化されておるようでございますが、非常





だんだん出てきますれば、おそらく吉野川の総合開発の一環として、そういう問題を取り上げていかざるを得ないのではないかと、どうもたいたい考えております。調査を進めておる次第でございます。

○井上(普)委員 いま河川局長から、河口せきというふうな、そういうふうなことをお考えになつておると、それを承りまして、私も安心いたしておりますが、年々歳々塩害はひどくなり、かつまた河川利用時に第十のせきは漏水がはなはだしというふうな現状でございますので、この点も少し——このころは科学も非常に進歩して、おるようでございますから、十分なる御調査を願ひ、そして塩害が少なくなるようにお願いしたい、このように思ふ次第でございます。

続きまして、住宅関係につきましてお伺いしたいのでございますが、本年度の公営住宅につきまして補助率を一五%上げておるようでございますが、しかし、これでも自治体の持ち出し分がかなり多いのではないかと、このように思ふわけでございます。何を申しまして、庶民大衆は公営住宅が非常に望ましいのでございまして、いまま

で政府が考えておる——あるいはまた府県で、財源の非常に乏しいところがございますという、財源の乏しい府県は分譲住宅を主眼に考えがちでございます。と申しますと、分譲住宅でございますと、百万から百二、三十万円の頭金が必要とす。これを借りれる、あるいはまた持つておる住民は少数のうございまして、勤労者一般といたしまして……それで、そういうふうな観点からいたしますれば、公営住宅に主眼点を置くべきでございますが、貧乏なる、財政の非常に貧弱なる府県でございますと、どういたしまして公営住宅で持ち出し分が多くなる、ために、公営住宅に主眼点が置かれなくなつてきておる、このように思ふ次第なのであります。四十一年度におきましては、どれほど公営住宅の消化があつたか、お伺い

○西村國務大臣 いまお尋ねの地方公共団体の超過負担の問題は、これは実は建設省のみならず、政府の問題でございます。住宅のみならず、その予算単価と実費との非常な差で地方に御迷惑をかけているのは、政府の問題といたしまして、相当にたいだいま重視いたして、おるところでございます。建設省の公営住宅につきましては、予算折衝のありにも、私たちが単価の引き上げを相当にがんばりましたのですが、思うように一筆に解決することはできなかったような次第でございます。いま申されましたように、工事費については一五%、用地費については一%の引き上げが認められました結果、昨年は公営住宅で百二十五億程度の予算負担超過でございますが、これは、いまの計算で推定いたしますと、六十八億くらいでなかつたかと思ふ次第でございます。約半分くらいに減つたと思ふのでございます。しかしこれも十分ではございませんので、引き続きまして、逐次地方の超過負担の問題を解決したい、かように考えている次第でございます。

○井上(普)委員 本年度の予算を拝見いたしました。昨年度の予算折衝の時期の建設単価と本年度の予算折衝の単価におきましては、おそらく骨材にいたしまして、木材にいたしまして、あるいは労務賃金にいたしまして、一五%以上値上がりしておるのではないかと私どもには考えられるわけでございます。そういったと、これまた、大臣は、いま六十何億とかおっしゃいましたけれども、まだまだ大きい持ち出しが行なわれて、地方財源をまた圧迫する。圧迫するところか、また公営住宅が足りなくなつてくる、こういうおそれがあると思ふのでございます。この点、四十一年度の予算の策定時の単価と四十二年の策定時の単価にどれだけの差があるのか、お示し願ひたいと思ふのでございます。

○三橋政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣からお答え申し上げましたように、四十一年度におきましては、建設工事の総額が八百一億でございます。これに對しまして持ち出し、いわゆる超過負担分と称しますものは百二十五億というところでございます。ところが四十二年度におきましては、九百四十億程度の総工事費になります。これに對しまして、現在の段階で推定いたしますところでは、六、七十億の持ち出しになるであろうというところで考えております。したがって、全面的にこれを解消することはできませんでしたが、ただ御存じのとおり予算と申しますものは、将来の値上がりを加味して予算を組むということとはとられておりません。これは、あらゆる事業につきましてそういう編成のしかたをしております。したがって、私どもはこの予算の超過負担がこれだけになると申し上げております。それから四十一年度の実行単価、これの値上がり率、それをいかにしてカバーするかというところに主眼を置いてこの解消をはかつてまいつたというところでございます。したがって、将来物価がどういふふうになつていくかという点につきましては、実はこの予算の中には含まれておりません。したがって、ただいま御指摘のようない問題点は確かにあるのでございます。すなわち、しかし物価が必ずしもいままでの傾向で上がるか、あるいは横ばいになるか、これは何とも保証の限りではございません。予算というものはそういう組み方をしております。

○井上(普)委員 骨材にいたしまして、あるいはまた木材にいたしまして、あるいはまたあらゆる手間代にいたしまして、値上がり傾向にありまして、私どもおそれますのは、これで一世帯一住宅の政府の公約、すなわち四十五年までの五カ年計画がはたして完成できるかどうかという点につきまして、私は大きな疑問を持つわけでございます。ぜひともこれを実行させるには、もう少し地方自治体を圧迫しないような単価を出してやらなければならぬ。それでなければ公営住宅が建たぬじゃないか。一部中級所得者のみに分譲住宅が当たるような結果になりまして、低所得者層である公営住宅はなかなか当たらないというふうな結果になりはしないかというのを私はおそれるわけでございます。ただ、たとえば鋼材につきましては申し上げます。ただ、たとえば鋼材につきましては申し上げますと、住宅におもに用います鋼材は十九ミリ程度の丸棒でございます。これが一ころトン当たり六万円程度をこえました。しかしこれが現在では四万八千円見当まで落ちてきております。それで四十一年度の予算上の丸棒の単価というのは三万一千円でございますが、これを三万七、八千円の実行単価でやっておったのでございます。それを見当の単価でできるであろうということで私も胸算用をしておりました。六万円ほどしておりました丸棒の相場も、いろいろの関係もございまして現在三万八千円見当に落ちてきております。したがって、先ほど申し上げましたように、物価が必ずしも上がるものじゃない。したがって、そこらで私ども、今後いろいろ努力いたしまして、地方公共団体の持ち出しをできるだけ解消したいというふうな考えております。

○井上(普)委員 ただ鉄鋼のみをおっしゃっておりますけれども、砂利にいたしましては、砂利にいたしまして、非常に暴騰をいたしてあります。木材にいたしましては、昨年の十一月からものすごい暴騰をいたしてあります。こういうふうなことを考えますと、公営住宅もしくは普通の政府関係の住宅というものはかなり私は本年度削減が予想されるのでございます。一世帯一住宅、こういう自民党さんの公約でもございまして、私どももいたしまして、それを實現させていたいただきたい、このように願ひながら私は申し上げておるのであります。特にそれは公営住宅におきまして府県の持ち出し分が非常に多い、多くなつてくる予想がある。それは富裕府県でございますと消化できますけれども、財政力の貧弱なる府県におきましてはそれができない、こういう点を大いに憂えるものでございます。この点ひとつ十分なる御配慮を願ひたい

い。建設省としては、あるいは政府部内においてもあらゆる施策を講じて、とにかく国民の願ひであります住宅問題について御努力願ひたい、このように考へる次第でございます。

次の問題といたしまして、これは計画局になりますかどこになりますか存じませんが、徳島市におきまして国道拡張工事に伴ひまして魚働事件というものが起きました非常に全国的な問題になったのであります。魚働事件というのです。一件の国道拡張事件につきまして四千三百万円の補償金が払われた、他の住民の大体十倍見当の補償が行なわれた。これにつきましていろいろの検査当局も手を入れました調べ上げたのでございますが、大山鳴動してネズミ一匹で、ネズミも県庁の下級職員に全部そのしわ寄せがまいったわけでございます。ところが住民はまことに善良でございます。県庁の役人が言うのであるからということで判を全部渡しておるわけです。これは御承知のように建設省の機関委託事務になっておりますのであえてお伺いするのでございますが、そういうように判を渡して実は住民が契約をいたしておる。ところが実はその契約内容を十分に住民に知らしていない。判を押すときにはいかにも見なければ正規の契約ができないというようなことでございまして、内容を知らしてない事件がある。それについて県当局の言うのには、建設省の指示によって住民にその現在結んだところの契約を見せなければならないということで見せないのだという、こういう発言をいたしておるのでございませぬが、真相はどうなんでしょうか。

○竹内(藤)政府委員 すでに補償を受けまして移転した者に対しては、補償契約の内容を提示するように被補償者が要求しているという事は聞いておりますし、徳島県の当局におきまして、それに対して直ちに内容を提示するという措置をとっていないように聞いております。

○井上(善)委員 住民は善意から、この契約につきましては県庁の役人が言うのだからというので、判を渡したままやっておるわけです。ところが、その内容を知らしてくれと云うたら知ら

が、その内容を知らしてくれと云うたら知らずに行きましても、実は建設省の命令によって見せられないのだ、こういう話が伝わっておるわけでございます。契約は個人の秘密ではございますけれども、こういうような個人に対しては自分の契約がどうなっておるか実はわかっている、それらにつきまして建設省といたしましては、もし建設省がそういうような指示を県に対して与えておるのでございしたら、これは私はいへんなことだろうと思つたのです。そういうような指示があるのかないのか、もしないとするならばその契約の内容を住民に知らせるように、個人個人でよろしゅうございませぬから知らしてやるような方法をとれないものかどうか、お伺いいたしたいのでございます。

○竹内(藤)政府委員 建設省といたしまして、補償の内容について契約の相手方から申し出があつた場合にその当事者に対して内容を提示するのと、あるいはすべきでないというふうな判断を下して指示したことはございません。

後段の問題でございますが、補償をいたします場合には当然これは双務契約でございますので、お互いが内容を知つて調印しているのが普通でございませぬので、当然そういうことを、私どものほうから内容を知らすなというふうなことの指示はいたしておりませぬ。

○井上(善)委員 そういうような問題がございまして、徳島県民の間におきましては現在補償につきまして非常に疑惑に包まれておる。どういふようにすればいいかというふうには実は迷つておる。またあらゆる建設事業につきましても支障を来たしておるのが実態でございます。私もといたしましては個人個人に納得させて、たとえ双務契約でもございませぬけれども、しかしそれは善意で、あなたとこの補償金はこれだけだと言つたときにはそのまま判を渡して、それでよろしゅうございませぬと云うて判を渡しておるわけです。契約書は本人持つていないのです、住民は。そしてその内容を今度知らしてくれと言つたら知ら

てくれない。ただそれはごね得するやつが文句を言ひましてそれでたくさんの補償金をもらう。これは許せないことです。事実そういう善意でもって補償を受けた人たちの中でも当然補償されるべきところが私が見まして落ちておるのがたゞきあるのです。ところが再補償につきましてはすでに四軒やっております。一たん契約をしましてから、その後四軒だけ再補償をしておる例もあるのです。その後これが政治問題になりますと云うと、契約の内容を見せないと云いますのは営業補償であるとか、あらゆる問題について割つております。こういうふうなことで非常に迷惑いたしまして、道路局長も御承知のように、残る三十三軒の補償問題が難航いたしまして、そうして現在あのりっぱな国道の三十三軒分の道幅が狭くなつております。これではたして道路行政として、ああいうふうな道幅が三メートルない四メートル狭くなったのでいけるのかどうか、それは将来どういふふうなおつてもこれをやるつもりなのかどうか、拡張を将来やるつもりなのかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

○竹内(藤)政府委員 引き続いて私もといたしましては一応やってみよう、こういうつもりでございます。

○井上(善)委員 三十三軒もやるつもりでございますか。

○竹内(藤)政府委員 やるつもりでございます。

○井上(善)委員 三十三軒の拡張をやる、あるいはまた将来の補償問題をスムーズにし、また建設事業をスムーズにするためにも、どういたしても住民の納得というものがなければならぬと思つて判を預け、やつた契約内容というものは個人個人にはどういふような内容であつたかという事は知らして、再補償すべきところがあつたならば当然再補償すべきだ、このように私は考へるのでございますが、局長の御意見はどうでございますか。

らに、任意買収の場合でございますけれども、当然補償の内容につきまして相手方に知らしめるべきであるというふうな考へております。また、再補償の問題につきましては、これは一たん契約を結びました後でございます。特に重大な錯誤があるというふうな場合には別だと思ひますけれども、それ以外の場合には、本人がそこで承諾しておるわけでございますので、再補償というものは、特別な場合以外には行なわないでいいんじやないか、こういうふうな考へております。

○井上(善)委員 私はその四軒の実例を知つておりますけれども、いずれにいたしましても、これは六月に申し出て、そして十二月に再補償の契約をした、こう言つております。実際の問題は、十二月に再補償を、契約も全部やっておるわけでございます。言いかえませぬならば、文書偽造の疑いまでも出てくるような再補償のやり方をやっておるわけでありませぬ。こういうふうなことをやらせませぬと云うと、あとあとの建設事業に大きい支障を来たすものであると思ひます。双務契約ではございませぬけれども、ごね得、ごねる者は得をするというふうなことでは、私はこれは公平さを欠いてくると思ひます。また将来の問題につきましても、ごね得は得するということになりかねないと思ひます。そういうふうな意味からいたしまして、正当に押しおる者は押しおる者として、これは再補償してやるべきではないか、このように思つたのでございませぬが、双務契約で、それだけで局長さんは推し進めるお考えかどうか伺いたいと思ひます。

○竹内(藤)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、補償契約が締結されたあと、しかも物件がすでになくなつておるというふうな段階におきまして、特別に重大な錯誤があつたという場合は、一応再補償というふうなことを考へる必要はない、そういうふうな考へておるのでございます。

○井上(善)委員 それじゃ、特別な、重大な錯誤であればお認めになるわけでございますか。

○竹内(藤)政府委員 特に重大な錯誤があれば、これは再補償する場合がございます、こういうふうに考えます。

○井上(普)委員 場合があるとおっしゃいますけれども、それならば営業補償を全然出していないというふうな場合でありましたらどうでございますか。

○竹内(藤)政府委員 営業補償を当然出すべき場合に、全然営業補償を出さないというふうなことになるならば、本人がその場合に契約の段階におきましてそういうものについて了承しているということがありました場合は特別でございますけれども、通常の場合ですと、出す必要が出てくるのではないかと、こういうふうに考えます。

○井上(普)委員 そういふ場合の再補償はされませうか。いかがでございますか。

○竹内(藤)政府委員 相手方、被補償者のほうが、そのことを認めて契約をしているという場合におきましては、それは錯誤という事は言えないのではないかと思ひます。したがって、その場合には契約の更改という問題は起こってこないのではないかと、こう考えます。

○井上(普)委員 それと全く正反対の事柄が魚勒事件でございます。魚勒に對しましては、これは執行権者のほうが錯誤をしたからといって、あるいは詐欺を受けたからといって、実はいま訴訟を起しておるようでございます。片一方に對しましては十倍に余る補償をやっておる。これでは住民はたまつたものではありませぬ。同じような規模の人たちが五、六軒あるわけなんでしょうが、これに對しましては五、六百万円しか補償をやつてない。片一方では、魚勒に對しましては四千数百万円の補償を与へる。これは錯誤であつた、あるいは詐欺にかつたのであるということと、いま訴訟を起しておるようでありませぬが、これだつて黙つておればそのまま過す問題です。この問題を摘発いたしましたのは実は私なんです。それで私申し上げるのです。善意の人たちに對しましては、これは当然補償すべき問題に對

しても補償してない。ところが片一方においては、あるいはごまつたかどうか知りませぬけれども、ごね得のほうに對しましてはその六倍、七倍の金を補償しておる。その理由は錯誤であつたあるいは詐欺にかつたというふうなことで済まされませぬか。しかも、住民に對しましては、善意で——全くいなかの町村に住む者といつたしましては、県庁の役人が言うのだから、お役人さんが言うのだからというので、双務契約にいたしましても判を渡してめくら判を押しておるのです。これでいいのだからというので押しておるのです。ところが、その内容すらも、この魚勒事件が

出まして、私たちもひとつ知らして、くれぬかといつて県に行きますと、契約の内容を見せぬ。これは住民の不満はつるばかりです。同時に、こういう建設行政の今後の補償問題につきまして

は大きい支障を来たしてくる、私はこのように考へるから、あえて、不利なところに、善意をもつてやつて——ごね得に對しましては、これは私どももいたしましては全然同情の余地もなく、これは摘発すべきであると思ひます。しかしながら、善意をもつて、そして建設行政に協力した者に對して、手落ちがあつたあるいはつけ落ちがあつた場合は、これは私は当然再補償という問題を考へてやるべきだろつと思ふ。それが親切なる行政でなからうかと思ふのです。それにつきましても、一般にも全然知らさず、その内容につきましても、個人にも知らしてない。こういうことで住民が一体納得すると思ひますか。機関委託事務ではございますけれども、建設省のお考え方といつたしましては、善意をもつてそして契約し、そしてつけ落ちがあつた場合、当然再補償してやるべきだ、私はこのように考へるのでございますが、大臣いかがでございますか。

○西村國務大臣 いまのお話を聞いておりますと、どういふ場合であつたかよくわかりませぬが、一方においては不当な取り扱ひをした、一方においてはなほ満足しないような状況が起つておるようでございます。いずれにいたしまし

ても、いま訴訟を起して裁判というふうなこともありますが、建設省の出先機関の關係における仕事としてこういうことが行なわれるのは、はなはだ私遺憾に思ひます。したがって、井上さんとの間の事情をつぶさに知つておるようでございますから、建設省といつたしましてはよく事情を調べまして、また現在訴訟が起つておるということでございますから、私がここで簡単に、それは再補償しますと言ふことは、事情を知らぬで言うわけにはまいりませぬが、少なくとも私としては公正な取り扱ひをしたい、絶対に國民をいじめてはいけぬ、かように考へております。なお、私といつたしまして、詳細に調べまして、その上でまた御回答申し上げたい、かように思ふ次第でございます。

○井上(普)委員 大臣よく御調査を願ひまして、不公正な取り扱ひのあつた人たちに對しましては適正な取り扱ひをやつていただきたい。それと同時に、いま国道がせつかく広がつておるのに、三メートルないし四メートル道幅が狭まつておるの

です。それを正規なルートにするように——住民の方で、正当な補償をやれば決していやと

は言ひませぬ。それを、片一方においては不当な高額の補償をやつて、片一方では不当に押えつた補償をやつたために、あの人たちは不満を持つわけなのであります。どうか公正なる取り扱ひをされ、一日も早くあの道路を拡張されまして、交通が便利になるように御努力をお願いしたい、このように思ふ次第でございます。

次に、談合罪という罪が刑法上にございませぬが、建設業界におきましては談合ということが非常に多く行なわれておるようと思つてございませぬ。常識になつておるようでございます。これは競争入札ということが原則になつておるはずで

ございませぬけれども、現在では談合がはなはだしい。これに對して大臣は一体いかなる態度をもつて臨まれるのか、お伺ひしたいのでありませぬ。

○西村國務大臣 私たちがいふん若いころ、談合

といふことが土木業者の間に行なわれておつた。それからそれがやかましくなつてだいたいふんよく

なつたといふことを聞きませぬが、最近の状態は私

は実はよく知らないのです。ただし、指名された

方々の中にはやはりいろいろな話し合ひが、同業者

でありますから行なわれる。その間に話し合ひが行なわれるといふことでは、いわゆる談合といふ

昔の言ひ方ではないわけでありませぬ。昔の談合といふのは、話し合ひが行なわれる中において金銭の授受があるといふことであつたやうであるが、いろいろ仕事の点について話し合ひを行なうといふことは、それを談合と言へば談合——まあ十数社の指名をされませぬが、昔の談合といふのはちよつとその意味が、ただ話し合ふといふことだけじゃなかつたのです。それがやかましくして相手が矯正されたら私たちは思つておるわけですが、いまはまたその話し合ひの中に入つていろいろなことがあるといふことについては、私はあまりつまびらかじやありません。知りませぬ。むしろそういうことは、直接その間においていろいろ金銭の授受があるといふようなことは私はあまり想像したくないし、またないのじやないかといふふう



でございます。大臣、御存じないというのでございますから、官房長からでもひとつ御答弁願いたいと思ひます。

○志村政府委員 先ほど大臣からお話がございましたように、話し合いが行なわれていることは事実のようでございますが、刑法の九十六条ノ三にございませうに、「公正ナル価格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ談合シタル者」は刑法に適合するわけでございます。私どももいたしましては、刑法の刑に該当したような場合におきましては、建設業法に基づく措置をいたしております。これにつきましては、何年だからと覚えておりませんが、一、二件処置の指示その他の処分をいたした状況でございます。公正なる価格を害し、不正な利益を得るような談合はまことに不適当でございますので、かようなことのないようには業界等にも連絡をつけておる次第でございます。

○井上(普)委員 現在建設業界におきまして談合をやられておるといふのは常識になっております。たまたま私どもの知っておる範囲におきましては、建設業協会の中に暴力団の組員が囂託として入り、そして談合を強制しておるといふことが実はあるわけでございます。ひどいものになりますと、千五百万円の工事に対して四百万円もピンはねしておるといふような事実もあります。こういうようなことで血税が暴力団の資金源になるといふことにつきまして、私はおそろむべきものがあると思ひます。この点について建設省としてはもう少し強い姿勢で建設業界に対しまして是正を望むべきではなからうか、このように思ひわけでございます。また大手業者におきましても、このごろ、私承りますと、共同企業とかんとかいひまして、五社なら五社が入札に加わりまして、第一年度はAがとる、第二年度はBがとる。継続事業でございますが、このAとBとは経理内容までも全部同じくしてやっておる。そういう共同企業とかんとかいふようなことが行なわれているようでございます。これにつきまして、計画局長も

御存じでございませうが、これは一体談合につきましても考え方とどう違いますか、ひとつお伺いしたいのでございます。

○志村政府委員 ただいま先生からお話がありましたのは、いわゆるジョイントベンチャーといふものかと思ひます。このジョイントベンチャーにつきましても、よその国でもずいぶん大きく行なわれておりますが、相当大規模な工事であったり、技術的にむずかしい工事であったりする場合に、数社が組みまして危険負担をするなり、大きな仕事につきまして分担をやっていくほうがより合理的であるという場合に使うわけでございます。その意味で初めからAなりBなりという会社がジョイントを組みまして、そして仕事をやるわけでございますので、いわゆる談合といふのは性格が異なるかと思っております。また、大企業につきましても、ジョイントベンチャーの問題がございませうが、私どももいたしましては、実は中小の建設業者の問題がございませう。だんだん工事規模も大きくなってまいります。と申しますのは、いかに経費を節約してまいりか、能率をあげていくかというふうな問題等に関連いたしまして、あるいは技術の進歩に伴いまして工事の規模がだんだん大きくなってまいります。さような場合におきましては、中小企業が一つではそれを受けられないわけでございます。さような情勢に對応いたしまして、一本の矢ではすぐ折れてしまふが、三本の矢では折れないというたとえもございませう。中小企業はジョイントベンチャーを組ましまして、共同企業体といふことで仕事をさせるといふ方向をとっておるわけでございます。さような意味でそのようなジョイントベンチャーはいわゆる談合の性格とは異なるかと存じます。

また、先ほど申し上げたのがおくれなわけでございますが、公共事業に關しましては予定価格といふのがございまして、予定価格の範囲内でおさまるといふことでやっております。予定価格の範囲内に入札をいたしても落ちない場合には、場合によりましてその予定価格を、全く

不当なものであれば別でございますが、計算し直しても間違いのない妥当なものである場合には、指名を組みかえるというふうな方向で実施しているのが通例でございます。また、落札いたしました価格も、大体予定価格の範囲内で全部おさまっているというのが実態でございます。

○井上(普)委員 いま局長からいろいろ御説明がありましたが、ジョイントベンチャーなるものを結んでおられますが、大企業です、大土建屋です。しかも日本で十指の中に組み入れられる方々の間で行なわれておるわけでございます。おそらく技術にいたしましては、これらの人がなげできぬはずはないのです。ところがそれらの人たちの間にジョイントベンチャーなるものが結ばれておる。しかも入札には必ずそれらが加わっております。五社入れた場合にはAとBとが入つて、Aが初年度と、Bが次年度はとるといふふうなことをしてジョイントベンチャーなるものを結んでおるわけです。当然私は、これはあなたのおっしゃる中小企業の能力のない人たちが、業者がジョイントベンチャーを結ぶなら、ある程度見のがすこともできると思ひます。しかし能力もあり、しかも遂行するだけの技術も持つておるそれらがジョイントベンチャーを持つことは、私は談合とある程度通ずるのではなからうか、このように思ひます。大臣、いかがでございますか。

○西村国務大臣 まあいづれにいたしまして、私はそういう話し合いがいろいろ行なわれておると思ひますが、金銭授受とか、そういう悪い意味においての談合があるということになりますれば、それは業者を矯正していかなければならぬと思っております。しかしそれは、私の知つておるの一部分でございまして、中小企業としては大分界の業界を言つておるものでありまして、その他業界のことを全部私は知つておるわけじゃありません。したがういふ、もしそういうようなことが、いまあなたが言われるように、どこの県もこの県も、大手も中小企業もみなそんなことを

やつておるのでは、知らぬのは大臣ばかりじゃないかということになれば、私も十分今後気をつけて指導に當りたい。いづれにいたしまして、公正な入札といふことは、十分私たちとしては心がけなければならぬ、かように思つております。せつかくの御注意でございますから、私ももう少し実情をやはり調べたい、こう思つています。私の県なんかは、前は相当にいろいろなことを言つておりましたが、いまではそんな話をあまり聞かないものですから私は申し上げただけです。

○井上(普)委員 計画局長さん、いかがでございますか。大手業者の間でジョイントベンチャーを結んでおることにつきましては、どうお考えでございますか。

○志村政府委員 ジョイントベンチャーと申しますのは、先ほど申し上げましたように、当初からA、BあるいはCという数社が組みまして、一つの企業体をつくつて応札することでございます。先生のおっしゃつたのはA、B、Cがジョイントを組まないで、A社が落札して、そして適宜B社と裏で組む、そして来年度はB社が落札したら、適宜裏で組むといふように伺ひますが、いわゆる正式なジョイントとは違ふと思ひます。正式なジョイントでございませうれば、先ほど申し上げましたように技術的な問題とか大規模な工事とか、あるいは危険が多いので、お互いに利益もあるかもしれないが、危険も相当多いのでお互いに分散しなければならぬといふような場合に組むわけでございます。さような意味における正当なジョイントベンチャーといふのは、私は別に談合と直接関係はなからうと思ひわけでございますが、いま先生の言つたやうなAがまず第一年度受ける、次にBといふふうな問題でございませう。この問題等につきましても、いわゆる話し合いといふふうなことでございませうが、それがいわゆる予定価格を上回るような価格で受けるということになりますと、確かに不正なり、あるいは公正なる価格を害するということになるかと思ひますが、そう

いった問題にならず、しかも通常の話し合いで進められるということでありますならば、この刑法の規定には直ちには該当しないのではないかと思ふわけではあります。

○井上(善)委員 ただいま局長から承りましたけれども、予定価格より下回れば、大体それくらいであればいいというふうなお考え方は私はおかしいと思う。少なくとも入札というのは競争入札が原則です。それを局長さん自身の口から、予定価格に大体適合しておれば、ジョイントベンチャーを結んでおつてもかまわぬというふうな考え方は、私はおかしいと思うし、先ほど私が申しました大手のメーカーで能力もあり、技術もある人たちが、こういうような第一年度はAがとり、第二年度はBがとるといふようなことがたくさん行なわれておるじゃないですか。危険防止なんて言いますけれども、予定価格の中には当然危険率も見込み、利益も見込んで予定価格というものを提出しておるはずで、そういうふうなことにしてもう少し建設省自体で、談合という問題に手きびしく目を光らせていただきたい。そうして血税がむだづかいにならないようにひとつお願いいたす次第でございます。大臣も先ほど言われましたが、ひとつ実際の問題をよく調査していただいて、どしどしときびしい態度を持ってやっていただきたい、このようにお願いする次第でございます。

私、以上をもって質問を終わります。

○森下委員 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる五月八日月曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

建設委員會議録第二号中正誤

ハ 段行 誤 正

四 三 著しい 著しい

五 一末 二 に体する に対する

建設委員會議録第三号中正誤

ハ 段行 誤 正

七 一 環 環 循環 循環

〇 二 非 非 非常な 非常な